

## 様式第2号（障害者雇用状況計算書）記入に当たっての留意事項

- 1 A欄には、雇用状況を申請する労働者を現に雇用している事業主の名称及び代表者氏名を記載すること。※社印の押印不要。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類に従って名称を記載し、〔 〕内には、例えば「文房具小売業」「リネンサプライ業」などのように事業の内容を詳しく記載すること。  
※日本標準産業分類 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
- 3 ②欄には、**兵庫県内**に所在地を有する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等**すべての事業所の合計数**を記載すること。
- 4 ⑥欄には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「法」という。）施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、除外率を記載すること。（別紙参照）。
- 5 ⑦欄の常用雇用労働者とは、1年以上継続して雇用される者で以下の者をいうものであること。
  - ア 雇用期間の定めなく雇用される労働者
  - イ 一定の期間（例えば、1か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復更新され、事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
  - ウ 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の実態にあると認められる労働者
- 6 ⑦の(イ)欄には、**短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）**の数を記入すること。  
⑨の(カ)(キ)(サ)(シ)(ソ)(タ)も同じ扱いとする。
- 7 ⑧欄には、⑦の(ウ)欄の数に⑥欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、**その端数を切り捨てた数**）を⑦の(ウ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 8 ⑨欄には、特定短時間労働者（**週所定労働時間10時間以上20時間未満**）と短時間労働者、を分けて記入してください。
- 9 ⑨欄の**身体障害者、知的障害者及び精神障害者の範囲**については、以下のとおりであること。

### ア 身体障害者の範囲

おおむね身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級から6級までに掲げる身体障害がある者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者

### イ 重度身体障害者の範囲

同法施行規則別表第5号に掲げる障害がある者であり、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者及び同表の3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有する者

### ウ 知的障害者の範囲

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者

### エ 重度知的障害者の範囲

知的障害者のうち知的障害の程度が重い者であって、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者。具体的には、次のいずれかの場合に重度知的障害者に該当するものであること。

(ア) 療育手帳で程度が「A」とされている者

(イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書を所持する者

(ウ) 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者

### オ 精神障害者の範囲

精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者  
**（手帳の交付を受けていない者は対象には含まれません）**

- 10 ⑪欄には、**小数点以下第3位を四捨五入した数**を記載すること。

- 11 ⑫欄には、**端数を切り捨てて記載**すること。

- 12 ⑬欄が**マイナス**になる場合は頭に△を付けること。（マイナスの場合は認定されません）

- 13 ⑭欄には、**端数を切り捨てて記載**すること。

- 14 ⑮欄が**マイナス**になる場合は頭に△を付けること。

（0人以上で、⑯が5人以上の場合は多数障害者雇用企業として認定）